

〔論文〕

農業経営法人化および農地集約化の現状と課題

——「食料・農業・農村基本計画（平成27年策定）」の実施状況を中心として——

國 井 義 郎

名古屋学院大学法学部

要 旨

本稿は、「食料・農業・農村基本計画（平成27年度～31年度）（平成27年3月31日閣議決定）」について、その中で謳われている農業経営の法人化促進を中心として検討を加え、それに関連する、「土地改良長期計画（平成28年度～32年度）（平成28年3月24日閣議決定）」における農業経営の法人化および農地集積化の推進に着目しつつ検討を加えたものである。そこで、土地改良長期計画（平成28年～32年度）の特徴である、重要業績指標（KPI）の活用等の政策的課題を展望した。

キーワード：食料・農業・農村基本計画，土地改良法，農地中間管理機構，重要業績指標（KPI）

Current status and issues related to strengthening of competitiveness in agriculture through consolidation of farmland and production rationalization

Yoshio KUNII

Faculty of Law
Nagoya Gakuin University

発行日 2017年10月31日

1. はじめに

1.1 問題の所在

近年、農業自由化をめぐる動向として、看過できない農業関連法規の改正や法制度の改革が行われている。本稿では、そうした動向の中でも、とくに農業経営の法人化促進および農地集約化の進展を目指す、「食料・農業・農村基本計画（平成27年度～32年度）」（平成27年3月31日閣議決定）および「土地改良長期計画（平成28年度～32年度）」（平成28年3月24日閣議決定）の内容について、下記の問題意識に基づいて、具体的な検討を加えることとする。第1に、農業経営の法人化について、その必要性和その促進施策との間に合理性があるか否か、第2に、農業経営の法人化促進への課題とは何か、第3に、農地集約化の促進について、土地改良事業と農地中間管理事業との相互関係はいかようにあるべきか、第4に、重要業績指標（KPI）を用いた数値管理が機能するか否か、これらに可能な限り着目した分析を試みる。

1.2 農業経営の法人化

まず、農業経営の法人化について論じるにあたり、農業法人の意義を概観する。そもそも、農業法人とは、「法人形態により農業を営む組織体の総称」である¹⁾。農業法人には、会社法に基づく会社形態（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、農業固有の法人形態（農事組合法人）、その他の法人（NPO法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人等）の形態があり、それぞれが個別法律により設立根拠が与えられている²⁾。たとえば、農事組合法人は、農協法72条の8に基づいて設立され、共同施設等の設置を行う法人である「1号法人」（農協72条の8第1号）、農業経営を営む法人である「2号法人」（農協72条の8第2号）から構成されている。

次に、農地法は、前述した農業法人の法人形態とは別に、農地を所有することができる法人を、「農地所有適格法人」としている（農地2条3項）。なお、農地法は、農地を所有できる法人を、平成28年の農地法改正前は、「農業生産法人」としていた。ここで、農地所有適格法人の要件を概観したい。農地所有適格法人として農地を所有するためには、①法人形態要件、②事業要件、③構成員・議決要件、④役員要件の4要件を充たした上で、⑤全部効率利用要件、⑥下限面積要件、⑦地域との調和要件の3要件を充足しなければならない（農地3条2項）。①法人形態要件とは、法人の形態が、農事組合法人、株式会社または持ち分会社のいずれかであることを求める要件である。②事業要件とは、法人の営む主たる事業が農業であることを求める要件である。③構成員・議決権要件とは、農業関係の構成員の議決権割合が全体の過半数を占める必要があり、農業関係者以外の構成員の議決権の割合は全体の2分の1未満であることを要する要件である。④役員要件とは、第1に、法人の役員のうち過半数の者が当該法人の営む農業に常時従事する構

1) 早川学「農業法人・農業ビジネスに関わる法律問題」銀行法務21（2017年）817号14頁。早川学氏は、森・濱田松本法律事務所に所属する弁護士である。

2) 早川・前出注（1）14頁。

成員であることを要し、第2に、法人の役員または重要な使用人のうち、当該法人に営む農業に必要な農作業に年間60日以上従事する者が1名以上必要とする要件である。⑤全部効率利用要件とは、農地取得適格法人が農地を取得した後は、その農地のすべてを効率的に利用して耕作することを求める要件である。⑦地域との調和要件とは、農地取得適格法人は、当該地域における農業の集団化、農作業の効率化など農地の効率的かつ総合的な利用確保に支障が生じるおそれがないことを要求する要件である（以上、農地3条1項・2項³⁾。

1.3 農地の集約化

そもそも、農業は、終戦後の農地改革以降、自作農を主体とする個人経営ないし家族経営という形態で営まれることが多く、その結果として、農地面積も個人経営ないし家族経営で耕作できる面積が標準とされている。こうした意味においては、自作農を主体とする個人経営ないし家族経営という形態は、戦後民主主義的改革の農業分野での到達点ではあり、この経営形態は「自作農中心主義」（農地法1条）により擁護され続けたが、平成21年の農地法改正により「自作農中心主義」の文言が削除されつつも、この農業経営形態それ自体は広く維持され続けている⁴⁾。しかし、環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉が開始される以前から、一方では、産業構造の変化に応じて農村から都市部への人口流出が見られた結果として、耕作放棄地が増加傾向にあり、他方では、標準的な農地面積を耕作するだけでは満足せず他人の農地を耕作する「ヤミ小作」が生じるなど、自作農を主体とする個人経営ないし家族経営という経営形態に揺らぎが生じたのも事実である。そこで、TPP交渉大筋合意への道筋が見え始めたときから、農業自由化に向けた「農業自由化改革」が推進されるようになった。農業自由化改革においては、前述した農業経営の法人化促進と併行して、農地の集約化・大規模農業経営の推進が謳われている。そこで、農地の集約化・大規模農業経営に向けた法制度について概観したい。

第1に、農地の集約化に関連した法制度として、土地改良が上げられる。土地改良とは、「農地について、区画形質の変更と権利の移動を、土地改良法などに基づき行政処分として行う事業」である⁵⁾。すなわち、土地改良とは、土地改良法に基づいて、農地所有者の権利を移動することにより、従前の雑然とした区画形質（田畑の形状）を、整然とした区画形質へと改善する行政処分である。土地の区画形質を改善するという機能面では、土地改良は、たしかに土地区画整理と類似している。しかし、土地区画整理事業では対象となる地区において様々な利益を調整する必要があるが、土地改良では農地の区画形質を変更するに留まるので、農業を営むという点においては利益が共通している。

第2に、近年に導入された法制度として、農地中間管理機構（農地バンク）がある。農地中間管理機構とは、「農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新た

3) 早川・前出注(1) 17頁・18頁。

4) 農地法から「自作農中心主義」の文言は削除された（高木賢＝内藤恵久『逐条解説農地法』〈大成出版社、2011年〉23頁～25頁）。

5) 大場民男『新版土地改良法換地（上）』（一粒社、1989年）2頁。

に農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化への促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的」として、農地中間管理事業を実施する機関である（農地中間管理事業の推進に関する法律1条）。すなわち、農地中間管理機構は、都道府県に1つ設置される機構であり、農地の「出し手」から農地を借り受け、その農地を「受け手」に貸付ける事業（農地中間管理事業）の担い手である。「出し手」から借り受ける農地には、いわゆる耕作放棄地も含まれている。

1.4 本稿における引用凡例

- (1) 「食料・農業・農村基本計画(平成27年度～32年度)」(平成27年3月31日閣議決定)は、以下、「食料・農業・農村基本計画(平成27年度～32年度)」と表記し、カギ括弧内にその策定年を表記する。
 - (2) 「土地改良長期計画(平成28年度～32年度)」(平成28年3月24日閣議決定)は、以下、「土地改良長期計画(平成28年度～32年度)」と表記し、カギ括弧内にその策定年を表記する。
 - (3) 農地法は、「農地法」と表記し、条文を示すときは「農地〇条」と表記する。
 - (4) 農業組合法は、「農協法」と表記し、条文を示すときは「農協〇条」と表記する。
 - (5) 食料・農業・農村基本法は、「食料・農業・農村基本法」と表記し、条文を示すときは「食料・農業・農村〇条」と表記する。
 - (6) 土地改良法は、「土地改良法」と表記し、条文を示すときは「土改〇条」と表記する。
 - (7) 施行令については、その対象となる法律名の後に「〇〇法施行令」と表記する。
 - (8) 施行規則については、その対象となる法律名の後に「〇〇法施行規則」と表記する。
- *なお、2.1 「食料・農業・農村基本計画(平成27年度～32年度)」においては、「食料・農業・農村基本計画」を「基本計画」と省略して記述する。その折、その策定年を丸括弧で示す。これと同様に、3.2 「土地改良長期計画(平成28年度～32年度)」の内容においては、「土地改良長期計画」を「長期計画」と省略して記述する。その折その策定年を丸括弧で示す。

2. 「食料・農業・農村基本計画(平成27年度～32年度)」(平成27年3月31日閣議決定)

2.1 「食料・農業・農村基本計画」とは

(1) 食料・農業・農村基本法の基礎理念

食料・農業・農村基本法は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としている（食料・農業・農村1条）。食料・農業・農村基本法は、基本理念として、食料の安定供給の確保（2条）、多面的機能の発揮（3条）、農業の持続的な発展（4条）、農村の進行（5条）を掲げている。ただし、食糧の安定供給の確保（2条）については、従来から提唱されていた食糧自給率の確保が文言に入っているが、国民が

良質な食料を合理的な価格で確保するための選択肢として、農業生産性の増大を基本としつつも(2条2項)、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせて行うことも容認している(2条2項)。この点において、かつての農業基本法とは大きく異なる。

(2) 食料・農業・農村基本計画

政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画を定めなければならない(食料・農業・農村15条1項)。食料・農業・農村基本計画には、「食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」、「食糧自給率の目標」、「食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ系希的に推進するために必要な事項」を定めなければならない(食料・農業・農村15条2項)。政府は、おおむね5年ごとに、食料・農業・農村基本計画を変更するものとする(食料・農業・農村15条7項)。

2.2 「食料・農業・農村基本計画(平成27年度～32年度)」の内容

(1) 食料・農業・農村基本計画(平成27年度～32年度)

食料・農業・農村基本計画(平成27年度～32年度)は、多岐にわたって詳細な内容を定めているが、本稿では、農業経営の法人化および農地の集約化に関連する事項に限定する。まず、農業経営の法人化については、基本計画(平成27年度～32年度)は、農業経営法人化の長所として、①経営管理の高度化、②事業継承の円滑化、③投資財源の確保、④雇用の確保を強調し、法人化推進のため基盤を整備する旨を定める(基本計画〈平成27年度～32年度〉第3)。次に、担い手への農地集積・集約化を実現するための施策として、第1に、経営意欲ある担い手(認定農業者や法人)に農地を集積・集約させるために、農地中間管理機構を活用することを提示し、第2に、荒廃農地・耕作放棄地の発生を防止するため、農地の有効活用を推進する必要があるため、農業委員会法を改正した(基本計画〈平成27年度～32年度〉第3)。

(2) 認定農業者制度・特定農業法人制度の創設と農業委員会法改正

認定農業者制度とは、農業経営基盤促進法に基づき、農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が認定する制度である⁶⁾。「認定農業者」(自然人)は、日本政策金融公庫からの低利融資を受けることができ、交付金、税制特例の特例を享受できるが。その代償として、認定農業者は、「新たな農業経営指標」に準拠して、毎年度の自己チェック結果を市町村に提出する義務を負う⁷⁾。なお、法人についても、同様の制度があり、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農地の過半を農作業受託や借入れなどにより

6) 國井義郎「農業委員会法及び農業協同組合法の改正論議及びそれらの改正法案に関する一考察」名古屋学院大学論集(社会科学編)52巻1号158頁。

7) 國井・前出注(6)158頁。

集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た法人を「特定農業法人」という⁸⁾。

農業委員会は、農地法に基づく売買・賃借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されている。農業委員会法は、農地利用の適正化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進させるために、平成27年に改正された。農業委員の選出方法について、農業委員会法は、改正前には公選制を採用していたがこれを廃して、現行法では市町村長による選任制を採用した（農業委員会8条2項）。さらに、農業委員会法8条5項は、農業委員の過半数要件について、農業委員の任命にあたり、「認定農業者である個人」（同1号）、「認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人」（同2号）が過半数を占めることを義務づける。これらの改正により、農業委員会に、特定農業者、特定農業法人など農業改革の推進に協力的な人員が入り込むことによって、農地集積化が推進されるようになった⁹⁾。

3. 「土地改良長期計画（平成28年度～32年度）」（平成28年3月24日閣議決定）

3.1 「土地改良長期計画」とは

土地改良長期計画は、5年を1期として、土地改良の種別ごとに、計画期間にかかる土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めた計画である（土改4条の2～4の4，土改令1の8）。現行の土地改良長期計画は、第8次計画（平成28年度～32年度）であるが、前述した食料・農業・農村基本計画（平成27年度～32年度）と、内容面において相互矛盾がないように配慮して制定された。

3.2 「土地改良長期計画（平成28年度～32年度）」の内容

(1) 長期計画（平成28年度～32年度）の概略

長期計画（平成28年度～32年度）¹⁰⁾のうち、農業経営の法人化促進および農地集積化の推進に関する箇所限定して、その内容を述べる。まず、長期計画（平成28年度～32年度）について、下記の通り、4つの特色を指摘することができる。

第1に、理念の具体化が、次のように明確になされていることである。すなわち、「基礎理念」が提示され、前述の基礎理念を受けた「基本方針」が示され、前述の基本方針を「政策課題」として提示し、前述の政策課題を実現されるために必要な「具体的な施策」が提示されるというかたちで明確化されている。

8) 岡田裕人「農業法人の特徴を踏まえた補助・交付金等の支援および税制の基礎知識」銀行法務21（2017年）817号25頁。

9) 國井・前出注（6）173頁～165頁。

10) 土地改良長期計画（平成28年度～32年度）の解説として、森田勝＝愛土研＝國井義郎「土地改良長期計画とは」土地改良実務研究会編集『問答式土地改良の法律実務』（新日本法規出版）追録43号71頁～74頁を参照。以下、「前出・追録43号〇〇頁」と表記する。

第2に、基礎理念として、農業の構造改革等の推進、土地改良事業の戦略的な推進、東日本大震災復興の3つの理念が提示されている（「長期計画」まえがき）¹¹⁾。

第3に、政策課題I「豊かで競争力ある農業」を実現するために、政策目標1「産地収益力の向上」および政策目標2「担い手の体質強化」を提示して、具体的な施策として、施策4「担い手への農地の集積・集約化の加速化」および施策5「農業経営の法人化の促進」へと具体化されている（「長期計画」第三3〈第1表〉〈5〉）¹²⁾。

第4に、各政策課題に応じた重要業績指標（KPI = Key Performance Indicator）が設定され、その進捗状況が明確に管理できるよう配慮されている（「長期計画」第三3〈5〉②）¹³⁾。農業経営法人化の促進および農地集約化に関連した重要業績指標（KPI）の一例として、「(a) 基盤完了地区における担い手への農地集積率約8割以上、(b) 基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する集約化率8割以上、(c) 基盤整備着手地区における農地中間管理機構との連携率約8割以上、(d) 基盤整備完了地区において設立又は規模拡大した農業法人数の増加率約5倍以上」が提示されている（「長期計画」第三3〈1-2〉イ・ウ）¹⁴⁾。

一見すれば、ここで提示されている重要業績指標（KPI）の設定目標値が高すぎるように見えるが、そもそも土地改良事業が農地を集約して大規模農業経営を志向する農業者の参加によって行われることを考慮すれば、必ずしも実現不可能な数値ではないように思われる。

(2) 重要業績指標（KPI）とは

そもそも、重要業績指標（KPI）とは、第2次安倍政権が、2013年6月14日に閣議決定した「日本再興戦略—JAPAN is BACK」において、日本産業再興プラン、戦略市場創造プラン、国際展開戦略を柱とし、各分野の政策群ごとに成果指標（KPI = Key Performance Indicator）を定めて進捗管理を行ったことが、その導入例として広く知られており、PDCAサイクル（計画→実施→チェック→反映）を通じた行政管理に用いられる指標である¹⁵⁾。なお、地方公共団体における行政管理にも、重要業績指標（KPI）が活用されているようである¹⁶⁾。

11) 前出・追録43号72の1頁。

12) 前出・追録43号72の5頁・72の7頁。

13) 前出・追録43号72の7頁～72の8頁。

14) 前出・追録43号72の8頁。

15) 大西淳也＝福本渉「KPIについての論点の整理」財務総研ディスカッション・ペーパー 16A-04通巻302号2頁（2016年）。大西淳也氏は、財務省財務総合政策研究所副所長であり、福本渉氏は、財務省総合政策研究所総務研究部研究員である。

16) 林健一「地方自治体における重要業績評価指標の活用状況について—若干の『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を事例として—」中央学院大学社会システム研究所紀要16巻1号（2015年）30頁～46頁。林健一氏は、中央学院大学社会システム研究所准教授である。

4. 結びにかえて

4.1 農業経営の法人化への課題

(1) 農業経営法人化の長所および短所

早川学弁護士は、農業経営法人化の長所として、①経営管理能力の向上（家計と経営の分離や経営者意識の向上によるドンブリ勘定からの脱却）、②対外的な信用力の向上（取引先や金融機関に対する信用力の向上による販売力や資金調達能力の向上）、③人材の確保・育成、④経営継承の円滑化を挙げる¹⁷⁾。その反面、農業経営法人化の短所として、①設立手続費用の負担、②事務負担や管理コストの増加、③事業規模が小さい場合における税負担の増加可能性、④社会保険料負担の増加を挙げる¹⁸⁾。

(2) 国家戦略特別区域法に基づく規制緩和

わが国では国内総生産に占める農業の割合が1%未満であり、大規模な農業法人の数が著しく少ない¹⁹⁾。そこで、農業の成長産業化を実現するために、国家戦略特別区域法（平成28年6月改正）による2件の規制緩和が行われている。すなわち、第1には、農業の担い手の著しい不足や耕作放棄地の著しい増加のおそれがある国家戦略特区に限定し、農地法の特例として、農地所有適格法人以外の法人にも農地の所有を認める措置が今後5年間の時限措置として認められた²⁰⁾。第2に、入管法の外国人在留資格制度に対する規制緩和措置として、農業分野での外国人就労に関する規制が緩和された²¹⁾。

(3) 農地所有適格法人の会計および経営管理の特徴

岡田裕人公認会計士は、農地所有適格法人の会計および経営管理の特徴として、第1に、農業会計では、農業生産物が多種多様であること、経営形態および規模が様々であること、多くの補助・交付金や税務上の支援制度が設けられていること、経営管理慣行が十分に成熟していないことなどから、財務諸表を基礎とした経営状況の把握や分析が困難であることを指摘した上で、第2に、金融機関が、農業経営への公的支援の内容や税制上の支援制度を十分に理解・把握して、農業者の利益に繋がる適切な助言をすることが要請されると結論づける²²⁾。

17) 早川・前出注(1) 14頁・15頁。

18) 早川・前出注(1) 15頁。

19) 早川・前出注(1) 17頁。

20) 早川・前出注(1) 19頁・20頁。

21) 早川・前出注(1) 20頁。

22) 岡田裕人「農業法人の特徴を踏まえた補助・交付金等の支援および税制の基礎知識」銀行法務21（2017年）817号27頁。岡田裕人氏は、有限責任監査法人トーマツ金融インダストリーグループに所属する公認会計士である。

(4) 民間金融機関側から見た農業融資の課題

本稿4-1(3)で前述したように、農地所有適格法人の会計において、財務諸表を基礎とした経営状況の把握や分析が困難であることにより、民間金融機関からの融資を得るときの障壁が存在する。とくに中野誠氏による分析によれば、民間金融機関（たとえば地方銀行）が農業事業者へ金融支援を行うとき、農業事業者について、財務諸表と経営実態が乖離していることに加え、資金使途および返済財源が不透明であり信用力の評価が困難なため、「安全性の原則」に抵触する事案が多く、融資額が少額で事案が多いので「収益性の原則」に反するため、農業事業者への融資を拡大することが困難である²³⁾。そこで、民間金融機関は、民間金融機関と農業事業者の間で信頼関係を構築するために、情報・機会の提供や財務上の課題の解決、人材の育成支援等に、積極的に取り組むことが重要である²⁴⁾。

(5) 農業経営の法人化促進への課題

上記内容（本稿4-1(1)～(4)）を前提とした上で、農業経営の法人化促進への課題につき私見を述べたい。上記内容に共通する問題として、財務諸表や経営状況の把握などについて農業従事者側の認識が甘いことが指摘できる。たしかに、農業従事者は、個人であれ法人であれ、農業経営を支援する主体として政府および農協を想定していたため、公的な支援を想定していた反面、民間金融機関を事業パートナーとして認識することが稀であったので、その対応に遅れが生じていたことは否めない。

また、民間金融機関の側からは、農地の権利移転規制および転用規制が厳格であるため、すなわち土地開発自由が厳しく制限されているため開発価値に依拠した土地担保評価手法に依拠する限り、担保としての魅力に乏しいことから、農業事業者への融資に消極的であったこともやむをえなかったと思われる。

たしかに、農地所有適格法人は、農業経営それ自体については、今後も、政府や農協と連携し続けると予想されるが、農産物流通や設備投資については、農協のみならず民間金融機関の連携を模索するとも予想されるので、農協と民間金融機関がどれだけ農業者に有利な提案ができるかが鍵となると思われる。

最後に、農業経営の法人化は、より進行すると考えられるが、その反面、個人経営ないし家族経営の経営形態も併存すると思われる。農業経営の法人化の原因として、第1に、後継者不足を解消することや、第2に、事業規模拡張を目指すことが想定できる。しかし、農業経営の法人化が後継者不足問題を解消する切り札になりうるかについて疑問抱かざるを得ないし、わが国において金融機関から資金を大量に調達してまで事業規模拡張を目指す事業者が多く存在するとも考えられない。このように考察すれば、農地取得適格法人の規模は、個人経営ないし家族経営の規

23) 中野誠『『農業分野』への金融機関の支援のポイント～地域農業の将来に向けて～』銀行法務21(2017年)30頁。中野誠氏は、栃木銀行法人部地域創生室に所属している。

24) 中野・前出注(23)33頁。

横や認定農業者の規模と比較して、巨大なものとなりうるか疑問がある。

4.2 農地の集約化への課題

農地の集約化への課題について、私見を述べたい。わが国の農業法制度を考察するとき、常にその中心のかつ典型的な例として想定されているのは、米を中心とする穀物生産農家であろう。たしかに、前述した土地改良事業は、米を中心とした穀物生産農家にとって、効率のよい農地や農業施設基盤を創出することを目標としていた。今後とも、土地改良事業は、その重要性および存在意義を持ち続けるであろう。ただ、農地中間管理事業については、課題が山積しているように思われる。なぜなら、農地中間管理機構が引き受ける農地には、たしかに、優良な農地であるが後継者がいないのでやむなく農地中間管理機構に委ねられた事例もありうるが、農地としての価値が乏しい耕作放棄地が農地中間管理機構に委ねられる事例も多い。今後は、土地改良区と農地中間管理機構が連携して、耕作放棄地の解消に努めることとなっているが、耕作放棄地の再耕作に必要なコストをどのように配分するかは重要な問題となりうるだろう。

追記

2017年3月8日、本学総合研究所主催の第48回教員合同研究会（名古屋学院大学）において、『食料・農業・農村基本計画（平成27年策定）』から見える農業改革の課題」の題目で、研究報告をする機会に恵まれ、先生方から様々な意見を賜った。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。本稿は、その研究報告内容を補正したものである。